

## 横浜市市民協働推進センター運営事業委託受託候補者選定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 横浜市市民協働推進センター運営事業委託の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等については、市民局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

### (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に対する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

### (評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本的事項
  - (2) 協働・事業方針・運営ビジョンについて
  - (3) 事業の企画・実施について
  - (4) 事業の実施体制について
  - (5) 組織の運営体制について
  - (6) その他、追加提案等
  - (7) ワークライフバランス、障害者雇用及び健康経営に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

### (プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

- |      |                   |
|------|-------------------|
| 委員長  | 市民局区政支援部長         |
| 副委員長 | 市民局地域支援部長         |
| 委員   | 政策局共創推進室長         |
| 委員   | 市民局総務課長           |
| 委員   | 市民局地域活動推進課長       |
| 委員   | 健康福祉局福祉保健課長       |
| 委員   | 建築局住宅再生担当課長       |
| 委員   | 都市整備局地域まちづくり課担当課長 |

3 委員長に事故等があり、欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を市民局入札参加審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

6 欠席した評価委員の点数は無効とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和元年7月24日から施行する。

附則

この要領は、令和4年9月22日から施行する。